

## 芸能文化の部 要項

### 1. 目的

全国青年大会芸能文化の部は、地域における青年の芸能文化活動の普及振興を目的に実施する。

### 2. 期 日

2026（令和8）年11月13日（金）～16日（月）

### 3. 実施競技

- (1) 写 真 展（1人5点まで）
- (2) 生活文化展（1人5点まで）
- (3) 意 見 発 表
- (4) 舞 台 発 表

### 4. 会 場

各種目別実施要項に定める。

### 5. 運営上の留意事項

地域青年の総意を結集して、本大会を成功に導くため、町村大会、郡市区大会、都道府県大会と順次盛り上がるよう工夫して、これを本大会に反映させる。

郡市区ならびに町村大会においては、都道府県大会の予選を兼ね、青年の総意を結集する。都道府県大会においては、本大会の予選を兼ねて、それぞれの地域の特色ある行事を加える。なお参加者は、原則として都道府県大会で選考のうえ決定する。

### 6. 参加資格

- (1) 本大会の参加者とは、団長、副団長、総監督、総務、競技別監督、合唱等の伴奏者・指揮者、郷土芸能の熟練を要する伴奏者（お囃子、唄い手、その他の楽器演奏者）・スタッフ、写真展・生活文化展の出品責任者、及び選手をいう。
- (2) 原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- (3) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (4) 過去に**種目別要項に定める全国競技会などへの参加実績を有する者は本大会に参加できない**（詳



細は各種目別実施要項を参照)。

- (5) 前大会において本大会要項を遵守せず、不正(無資格者を出し失格した等)を行った選手は、当該種目について参加することができない。また、その選手が団体種目にエントリーしている場合はその団体全員が、個人種目については当該選手が参加できないものとする。

### 7. 参加条件

- (1) 参加する場合は、大会本部が指定する期日までに参加費、保険料・大会運営費を納入しなければならない。
- (2) 複数の種目に出場する場合、参加費に限ってはそれぞれ支払うこととする。
- (3) 団体種目に限りオーバーエイジ枠(以下、OA枠(1986(昭和61)年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める))の適用を認める。

### 8. 参加費

- (1) 大会参加者は、申込あたり1人3,300円(税込)を11月11日(水)までに支払うこととする。ただし写真展及び生活文化展は1点、舞台発表は1出演あたり支払うものとする。また、意見発表の視聴覚機器等の操作者はこれを支払う必要はないが、(3)(4)にかかる経費は支払うものとする。
- (2) 監督が同一種目において2団体以上を兼務する場合は1人分の3,300円(税込)を支払うこととする。
- (3) 本大会の参加者は、参加費とは別に大会運営費として1人1,100円(税込)を支払うものとする。なお、申込後における棄権者の大会運営費は「15. 有事の際の対応」に準じて、原則として返金しない。
- (4) 各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督、総務)は大会運営費及び保険料のみを支払うこととし、参加費は発生しないものとする。ただし、選手団役員が種目別監督または選手を兼任する場合は、種目ごとに定められた参加費を支払う。

### 9. 保険

大会参加者は、全国青年大会傷害保険に加入するものとする。個人の掛金は300円(税込)とする。ただし、オブザーバーも名簿(氏名および住所、生年月日)の提出により加入することができる。なお、参加選手の棄権に伴う保険料は返金しない。

### 10. 申込

- (1) 参加者申込は、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口から申し込むことを原則とし、所定の申込用紙(別に定める)に入力のうえ、全国青年大会事務局あてに申し込むものとする。

(2) **申込の締切は9月30日(水)17時必着とする。**ただし、申込書の提出方法についてはデータ送付が好ましいが、郵送でも構わないものとする。申込に際し、派遣者名の公印に関する取扱いについては問わないものとする。

(3) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

ただし、**団体競技種目で棄権者(理由に関わらず)が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。**また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする。**入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。なお、新たに入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとし、入れ替える人数より多くの入れ替え登録を行うことはできない。

(4) やむをえず棄権をする場合は、大会本部(発表当日は競技運営本部)まで必ず届けること。

## 11. 出演順序

出演順序の決定は主催者が行う。

## 12. 各種目別監督会議

各種目別に実施する監督会議では参加条件、参加資格、その他要項に関する決定はできない。

## 13. 表彰

該当するものには最優秀賞、優秀賞、努力賞、グランプリ、準グランプリ等の表彰をする。ただし、失格者(団体)が入賞している場合にはその賞を剥奪する。その際、当該賞は空位とし、席位を繰り上げることはしない。

詳細は各種目別実施要項に別途定める。

## 14. 大会役員などの委嘱

大会役員ならびに競技役員は、主催者において委嘱する。

## 15. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等(以降、有事)が生じた場合、下記の通り対応する。

(1) 諸経費について

- ① 有事の際の棄権に関わらず、「8. 参加費」に基づき支払うものとする。
- ② 主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③ 参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送

る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

### 16. その他

- (1) 無資格者が参加したときは、団体で申し込んでいる場合は団体全員、個人で申し込んでいる場合には当該選手を失格とする。
- (2) **出場団体数により、日程を変更することがある。**
- (3) 大会参加者は次の事項を守らなければならない。
  - ① 監督、選手のユニフォームには特別の定めのある場合を除き、企業名を記したものは一切使用しないこと。
  - ② 宿泊については、参加者自身で任意に手配することとする。なお、希望者は大会本部を通じて指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むことも可能である。
  - ③ 参加者は、大会に関する写真や動画の撮影及び活用について別途定めるガイドラインに従う。
- (4) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。ただし、「15. 有事の際の対応」については、種目別要項よりも当該規程が優先される。
- (5) 記載のない内容については、主催者で判断する。

### 17. 大会事務局

この大会の事務局は、〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階 日本青年団協議会内に置く。

## 写真展 実施要項

### 1. 日時

2026（令和8）年11月14日（土）、15日（日）

### 2. 会場

日本青年館ホール（予定）

### 3. 目的

青年が、自らの体験や地域社会での活動で得たものを記録し表現した写真作品を展示し、文化の発展に寄与する。

### 4. 参加資格

- (1) **本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、出品責任者はこの限りではない。**
- ①1986（昭和61）年4月2日から2011（平成23）年4月1日までに出生した者。
  - ②原則、2026（令和8）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
  - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
  - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- (2) 無資格者の参加は失格とする。
- (3) **原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- (4) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (5) オーバーエイジ枠（1986（昭和61）年4月1日以前に出生した者）の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1以内での参加を認める。
- (6) 過去5年のあいだ、全国公募展で入選した作品は出品できない。また、過去に出品した同一作品の再出品は認めない。

### 5. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。なお、申込書に貼付する写真については原則としてデータで送付すること。

### 6. 作品の大きさ

- (1) 作品は単写真、組み写真とも可。サイズは、4切りから全紙、またはA4からA3ノビの範囲内とする。ただし、組み写真を1枚でレイアウトする場合は100cm×150cm以内のパネルに構成すること。
- (2) **出品作品は額装またはパネル張り、およびそれに準じるものとする。**

### 7. 出品点数

出品点数は両部門あわせて1人5点までとする。

### 8. 出品票

出品作品は所定の出品票を作品の裏に添付すること。組写真の場合は個々の作品に出品票を添付するとともに展示順を明記すること。ただし1枚にレイアウトする場合、出品票は1枚でよい。

### 9. 出品責任者

- (1) 各都道府県から出品責任者として1人は必ず参加すること。ただし、生活文化展の出品責任者を兼ねてもよい。
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表並びに出品物・数を確認した上で受付をする。
- (3) 出品責任者は、展覧会終了後、写真展係から一括して出品作品の返却を受けること。

### 10. 審査会ならびに表彰式・合評会

- (1) 詳細については諸連絡等で連絡する。
- (2) 賞状は最も優れたものに最優秀賞1作品以内、優秀賞2作品以内、佳作3作品以内の各賞に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀賞、優秀賞、佳作の出席者に授与する。
- (3) 出品者が合評会・表彰式を欠席する場合、出品責任者または都道府県選手団窓口の者が必ず出席する。なお、欠席する場合の保険料はかからないものとする。
- (4) 申込終了後、**出品数が8作品以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

### 11. 注意事項

- (1) 肖像権や著作権などに抵触する場合は出品者が了解を得ること。大会主催者はその責任を負わない。
- (2) 公序良俗に反する作品は出品できない。
- (3) 出品作品は、輸送中に破損しないように厳重に荷造りをする。
- (4) 出品作品の輸送中の事故（返却の場合も含む）について大会主催者は責任を負わない。

- (5) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具および荷造りのための材料を各自用意すること。
- (6) 展示場所や方法は、主催者側で定める。
- (7) 舞台発表等、種目の備品や他の道具と、写真展の作品はいっしょに送らないこと。
- (8) 作品返却後の運送業者の手配は、各自で行うこと。
- (9) 作品には上下、左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (10) 申込時には出品作品の写真データ（ただし実際に現像して応募する写真の画角と同様のもの）を必ず添付すること。

## 12. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
  - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
  - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
  - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

## 13. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) 宿泊については、参加者自身で任意に手配することとする。なお、希望者は大会本部を通じて指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むことも可能である。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。



## 生活文化展 実施要項

### 1. 日時

2026（令和8）年11月14日（土）、15日（日）

### 2. 会場

日本青年館ホール（予定）

### 3. 目的

健康で明るい文化生活を築くため、青年の創意工夫による日常生活に役立つ作品を展示する。

### 4. 種目

展示するものは、デザインの美しさと実用性を調和させるもので、工芸品、手芸品、室内装飾品、日常生活用具など。

### 5. 参加資格

- （1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、出品責任者はこの限りではない。
- ①1986（昭和61）年4月2日から2011（平成23）年4月1日までに出生した者。
  - ②原則、2026（令和8）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
  - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
  - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- （2）無資格者の参加は失格とする。
- （3）原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （4）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （5）オーバーエイジ枠（1986（昭和61）年4月1日以前に出生した者）の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1以内の参加を認める。
- （6）過去5年以内において、日展等全国的公募展に入選した場合は参加できない。
- （7）過去に出品した作品は認めない。

## 6. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。なお、申込書に貼付する写真については原則としてデータで送付すること。

## 7. 出品規定

- (1) 出品点数は一人5点までとする。
- (2) 出品する作品は、屋内展示が可能な大きさで、かつ搬入・搬出に支障をきたさないものに限る。運搬が困難なものについては、アイデアおよび実用に供している姿を写真(カラーで四つ切り程度)など作品に代えて出品してもよい。なお、これをパネルに構成する場合、大きさは100cm×150cm以内とする。

また、出品作品のサイズによっては、展示会場及び方法を変更することもある。

## 8. 出品票

作品整理のため、出品物には出品者の住所、氏名、性別、作品名・作品の説明等を明記した出品票を必ず添付すること。組作品の場合は、個々の作品に添付のこと。

## 9. 出品責任者

- (1) **各都道府県から出品責任者として、1人は必ず参加すること(ただし、写真展の出品責任者を兼ねてもよい)。**
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表を確認し受付をする。出品作品を生活文化展係に引き渡すこと。
- (3) 出品責任者は、展覧会終了後、生活文化展係から一括して出品作品の返却を受けること。

## 10. 審査会ならびに表彰式・合評会

- (1) 詳細については諸連絡等で連絡する。
- (2) 賞状は最も優れたものに最優秀賞1作品以内、優秀賞2作品以内、佳作3作品以内の各賞に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀賞、優秀賞、佳作の exhibitor に授与する。
- (3) 出品者が合評会・表彰式を欠席する場合、出品責任者または都道府県選手団窓口の者が必ず出席する。なお、欠席する場合の保険料はかからないものとする。
- (4) 申込終了後、**出品数が8作品以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

## 11. 注意事項

- (1) 出品作品は輸送中に破損しないように厳重に荷造りすること。

- (2) 出品作品の輸送中の事故（返却も含む）については、大会主催者はその責任を負わない。
- (3) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具（ボール、小刀など）および荷造りのための補強材料（くぎ、ひも、なわ、紙類）を各自用意すること。
- (4) 展示の場所や方法は主催者側で定める。
- (5) 舞台発表等、種目の備品や他の道具と、写真展の作品はいっしょに送らないこと。
- (6) 作品返却後の運送業者の手配は各自で行うこと。
- (7) 作品には上下・左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (8) 申込時には出品作品の展示時の様子がわかる写真データを必ず添付すること。

## 12. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
  - ① 有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部基準要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
  - ② 主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
  - ③ 参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

## 13. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。



## 意見発表 実施要項

### 1. 日時

2026（令和8）年11月14日（土）

### 2. 会場

日本青年館ホール

### 3. 目的

青年が日々地域社会と関わりながら暮らす中で、自分が頑張っていること、また率直に感じている不安や思いなど、実践報告や事例紹介ではなく、取り組みを通じて具体的に感じたことを自由に言葉にして発表することを目的とする。

### 4. テーマの例（発表はこの例に限らない）

- \* 自分や仲間の体験から考える、今の日本社会や世界に言いたいこと。
- \* 地域や暮らしをより良くしていくために、スポーツや芸能文化活動、青年活動などを通じて、若者にできること。
- \* 国際的なボランティアや国際交流、また地域の外国人との関わりなど、国際的な視野を持った意見。
- \* SDGsや自分たちの暮らす地域の問題や、地域をより良くするための意見。
- \* 恋愛や結婚、家族の抱える問題について考えること。
- \* 青年活動における仲間づくりや組織づくりについて考えること。

### 5. 発表者

発表は個別に行なうものとする。

### 6. 発表時間

1人8分以上10分以内とする（400字詰め原稿用紙7～8枚程度）。別に質疑応答3分以内。

## 7. 参加形態

原則として、日本青年館における発表のみを認める。ただし、やむを得ない事情によって当日の出席が難しい場合、**発表している様子を撮影した動画を審査対象**とすることができる。なお、当日にオンラインで発表することは認めず、日本青年館での発表と動画での発表による参加のみを審査対象とする。動画提出の締切については主催者で別途定め、後日送付する諸連絡にて案内する。

## 8. 発表順序

主催者にて定める。

## 9. 参加資格

- (1) **本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督はこの限りではない。**
  - ①1986（昭和61）年4月2日から2011（平成23）年4月1日までに出生した者。
  - ②原則、2026（令和8）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
  - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
  - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- (2) **原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- (3) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (4) 過去において、次に掲げる大会に出場した者は参加できない。
  - (ア) NHK 青年の主張全国コンクール全国中央大会
  - (イ) NHK 青春メッセージ全国中央大会
- (5) 無資格の発表者が発見された場合、当該発表者を失格とする。

## 10. 参加申込

- (1) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。
- (2) **発表原稿のデータを監督会議までに大会本部へ提出すること。監督会議の日程は、後日送付する諸連絡に記載する。**

## 11. 審査基準

審査に当たっては、**発表内容について70%、発表態度30%**として採点するので、話し方、発声等にも気をつけること。

- ・日常生活の体験に基づいているかどうか。
- ・青年の正義感に基づいているかどうか。
- ・男女共同の社会観に基づいているかどうか。

- ・青年が、地域社会、仕事、教育の場でぶつかってきた課題にどのように向き合い、対処したかが表現されているか。
- ・自分自身で勉強をし、研究をし、発表しているかどうか。又、内容の具体性があるかどうか。

## 12. 表彰

- (1) 賞状は、優秀なものに最優秀賞、優秀賞、努力賞等を授与する。
- (2) メダルは最優秀賞、優秀賞、努力賞等の受賞者に授与する。
- (3) 楯は、最優秀賞、優秀賞の受賞者に授与する。
- (4) 申込終了後、**申込数が8人以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

## 13. 諸注意

- (1) 監督会議には出場者が必ず出席すること。(日時は主催者にて別途定める)
- (2) 発表時間
  - ①発表時間は厳守すること。
  - ②質疑時間は3分で、審査員の質問を優先する。時間に余裕がある場合、客席から発表内容についての質問を受け付ける。
  - ③8分でベル(1回)を鳴らし、2分後ベル(2回)を鳴らす。
- (3) 発表順
  - ①発表順序の変更は原則として認めない。
  - ②他人の発表を聞くことは大切である。また、**棄権者がある場合も考えられるのでおよその見当をつけて1時間から1時間半くらい前には会場に来ていること。**
  - ③2人前には指定の席に着くこと。
  - ④順番が来ても会場に来ていない時には棄権とみなすので注意すること。
- (4) 資料  
発表のために写真や図などの参考資料を掲示物として使用する場合、その大きさは原則として120cm×150cm以内とする。その他、参考資料を表示するための補助機材としてプロジェクター(パソコン)、スライド、ビデオ等の視聴覚機材も使用できる。ただし、以上の参考資料については採点の対象とはしない。**また、プロジェクター(パソコン)、スライド、ビデオ等の視聴覚機材を使用する場合は、当該発表者とは別に操作者を1名選出することとする。**
- (5) 優秀者の決定
  - ①全員の発表が終了した後、審査委員会を開き、慎重審議して数名の優秀者を決定する。
  - ②その内最優秀賞を1名、優秀賞を1名、努力賞を2名以内で定める。
  - ③再発表については、別途定める。
- (6) 講評・閉会
  - ①審査終了後、審査員長から意見発表全般について講評を行う。
  - ②講評の後、閉会行事を行い、優秀者に対し表彰状および楯を授与する。
  - ③表彰式後、全発表者と審査員との合評会を行う。

#### 14. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

##### （1）諸経費について

- ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部基準要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

（2）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（3）記載のない内容については、主催者で判断する。

#### 15. その他

（1）原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。

（2）宿泊については、参加者自身で任意に手配することとする。なお、希望者は大会本部を通じて指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むことも可能である。

（3）記載のない内容については主催者で判断する。



## 舞台発表 実施要項

### 1. 日時

2026（令和8）年11月15日（日）

### 2. 会場

日本青年館ホール

### 3. 目的

全国各地で様々な表現活動に取り組む青年たちが一堂に会し、互いに学びあい、交流を深めていくことを通じて一人ひとりの人間形成に役立て、地域の活性化と地域文化の継承をめざす。

### 4. 演目

演劇、人形劇、手品、漫才、落語、ダンス、音楽（合唱・アカペラ・のどじまん・バンド演奏等含む）、郷土芸能等のホール舞台上で実施する様々な表現や発表。

### 5. 編成

参加人数には上限を設けない。また、都道府県選手団あたりの出場団体数に上限を設けない。

### 6. 上演時間

発表については60分以内とする。**ただし、主催者が前述の時間では日程内での上演が難しいと判断した場合、上演時間を短縮する場合がある。**

※舞台設営（飾り付け）及び撤去、入退場の時間は含めない。

### 7. 参加資格

**（1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督はこの限りではない。**

- ①1986（昭和61）年4月2日から2011（平成23）年4月1日までに出生した者。
- ②原則、2026（令和8）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
- ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
- ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

**（2）無資格者が出演したことが発見された時は失格とする。**

- (3) 原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- (4) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

## 8. オーバーエイジ枠

参加資格に、**オーバーエイジ枠**（以下、OA枠（1986（昭和61）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。OAの出演者が参加する場合は、一団体につき出演者の3分の1以内とする。

## 9. 参加申込

- (1) 申込みにあたっては所定の様式に全て明記のうえ申し込むこと。参加費は、一人あたり**3,300円（税込）**と**大会運営費1,100円（税込）、保険料300円（税込）**を**11月11日（水）**までに納入すること。締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

ただし、団体競技種目で**参加登録抹消者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める**。また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする**。入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。

- (2) **音源及び台本や照明を含む演出プラン、投影するスライドは、後日送付する諸連絡にて定める期限までに大会本部に届いたもののみを使用できることとする**。提出する音源の形式は「mp3」または「WAV」ファイルとする。大容量ファイルのため下記いずれかの方法で送付すること。

①Google ドライブや Dropbox 等のクラウドサービスを利用したファイル共有

②音源ファイル等を入れた CD または USB メモリを郵送（期日までに大会本部必着のこと）

上記①②での対応が難しく、GigaFile便等の大容量データ送信サイトを使って送信する場合は、大会本部が確認できるよう、ダウンロード期限に余裕を持って設定すること。**スライド資料等を使用する場合は、原則として出場団体等自身が、HDMIケーブルが接続可能なパソコンを持参し、投影に用いること。事前に提出されたスライドは、当日のバックアップ用とする。スライドへ音源や動画を埋め込むことによるファイル容量の増加に、十分に注意すること。また音源の再生は、大会本部または舞台スタッフが行う。**

## 10. 審査基準

審査は、大会本部が委嘱した審査員があたり、表現力、演出力等のほか観客を意識した準備や発表であること等の総合評価を行う。各上演後すぐ、審査員により講評を行う。ただし、観客賞については、下記の項目を最も満たした団体を観客が決めることとする。

- (1) 青年らしくいきいきと発表しているか。
- (2) 自分（たち）の想いが適切に表現（創造性・独自性・構成力）されているか。
- (3) **地域において、自らも楽しみながら実際に活動している内容に基づいて、日常の地域活動の様子が表現されているか。**

(4) 指定の制限時間内であれば、上演時間の長短は審査に影響しない。

## 11. 表彰

- (1) 賞状は最も表彰されるべき出場団体に対しグランプリ1団体以内、準グランプリ1団体以内、審査員賞2団体以内、観客賞を授与する。
- (2) グランプリ・準グランプリは、審査員で協議の上決定する。  
審査員賞は、当日の発表内容に基づき、その名称を含め審査員で協議の上決定する。  
例) 衣装が秀でた団体の場合→「衣装が良かったで賞」
- (3) メダルはグランプリ1団体以内、準グランプリ1団体以内、審査員賞2団体以内の全員に授与する。
- (4) 楯はグランプリ1団体以内、準グランプリ1団体以内に授与する
- (5) 後藤文夫賞（郷土芸能のジャンルのみ）は賞状と副賞を授与する。  
※本賞は、一般財団法人日本青年館より、地域の伝統的な郷土芸能を青年が真剣にその伝承につとめ、青年団としての取組の中で意欲的である団体に授与されます。
- (6) 申込終了後、**申込数が8団体以内であった場合、グランプリ・準グランプリまでの表彰とする。**

## 12. 注意事項

- (1) 出演代表者による監督会議において当日の進行等を確認する。日時の詳細は後日参加道府県選手団または参加者宛に連絡する。
- (2) 出演順序は発表内容、諸条件などを考慮して主催者にて決定する。
- (3) 演目のジャンルは問わない。ただし、指定の時間内に終了できるように構成し、舞台装置及び照明設備、また演出は会場が対応可能なもののみとする。
- (4) 各団体のリハーサル終了後に、演出や使用備品等を変更することは認めない。必ず、リハーサルの時間内に演出等を確認すること。ただし、リハーサル以後の備品の破損等に際してはその限りではない。

## 13. 有事の際の対応について

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
  - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
  - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
  - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

#### 14. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) 宿泊については、参加者自身で任意に手配することとする。なお、希望者は大会本部を通じて指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むことも可能である。
- (3) 参加申し込み状況に応じて、大会の運営方法を変更する場合がある。
- (4) 記載のない内容については主催者で判断する。

